

四半期報告書

(第16期第1四半期)

株式会社ジュピターテレコム

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	19
3 【役員の状況】	20
第5 【経理の状況】	21
1 【四半期連結財務諸表】	22
2 【その他】	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	33

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2009年5月14日

【四半期会計期間】 第16期第1四半期(自 2009年1月1日 至 2009年3月31日)

【会社名】 株式会社ジュピターテレコム

【英訳名】 Jupiter Telecommunications Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 泉 知 行

【本店の所在の場所】 東京都港区芝大門一丁目1番30号

【電話番号】 (03) 6765-8100

【事務連絡者氏名】 主計部長 本 宮 洋 人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門一丁目1番30号

【電話番号】 (03) 6765-8100

【事務連絡者氏名】 主計部長 本 宮 洋 人

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第16期 第 1 四半期連結累計期間	第15期
会計期間		自 2009年 1 月 1 日 至 2009年 3 月 31 日	自 2008年 1 月 1 日 至 2008年 12 月 31 日
営業収益	(百万円)	80,808	294,308
税金等控除前利益	(百万円)	14,700	49,733
当社株主帰属四半期(当期)純利益	(百万円)	6,949	27,964
純資産額	(百万円)	354,810	349,352
総資産額	(百万円)	759,160	755,670
1株当たり純資産額	(円)	51,725.27	50,940.10
1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益	(円)	1,013.18	4,079.61
希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益	(円)	1,013.07	4,076.17
自己資本比率	(%)	46.7	46.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	25,906	100,692
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△11,289	△76,357
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△6,068	△25,722
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(百万円)	30,052	21,503
従業員数	(名)	10,791	10,744

- (注) 1 当社は、米国で一般に公正妥当と認められている会計基準(以下「米国会計基準」という)に基づいて連結財務諸表を作成しております。
- 2 営業収益には消費税等は含まれておりません。
- 3 純資産額には非支配持分は含まれておりません。
- 4 1株当たり純資産額、1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益、希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期(当期)純利益の計算におきましては、発行済株式数から自己株式を控除して計算しております。
- 5 従業員数には、連結子会社以外への出向者を含めておりません。契約社員及び派遣社員の当四半期末(前期末)の雇用人数を含めて記載しております。

2 【事業の内容】

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は、「ワン・ストップ・ショップ」としてケーブルテレビ、高速インターネット接続及び電話サービスを、当社グループのブロードバンド（高速・大容量）・ネットワークを通じ「J:COM」ブランドで総合的に提供することを主な事業としております。

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の主要な関係会社に異動がありました。

2009年1月1日付で、当社の連結子会社である(株)ジェイコムテクノロジーが、同じく連結子会社であるアットネットホーム(株)を吸収合併し、商号を(株)テクノロジーネットワークスに変更いたしました。なお、同社は当合併により、当社の特定子会社となっております。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有又は 被所有割合 (%)	関係内容			
					役員の兼任等		資金 援助	MSO 契約
					当社 役員 (人)	当社 職員 (人)		
(株)テクノロジーネットワークス	東京都港区	490	電気通信工事業及びインターネット事業	100.00	1	5	無	無

(注) 1 米国会計基準に基づき関係会社を分類しております。

2 MSO契約とは、当社と傘下のケーブルテレビ事業会社との間で締結する、全般的な経営指導サービスの提供契約のことです。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

正社員数	契約社員数	派遣社員数	従業員数計
4,760名	3,137名	2,894名	10,791名

(注) 米国会計基準における連結会社の就業人員の合計数であります。

(2) 提出会社の状況

正社員数	契約社員数	派遣社員数	従業員数計
1,065名	813名	794名	2,672名

(注) 他社へ出向中の従業員を除き、社外からの出向者を含めた就業人員数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【販売の状況】

当第1四半期連結会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

区分	当第1四半期 (自 2009年1月1日 至 2009年3月31日)
	金額(百万円)
利用料収入等 (注)3	70,787
その他の収入	10,021
合計	80,808

(注) 1 金額には消費税は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績については総販売実績に対する割合が10%以上の相手先はありませんので記載を省略しております。

3 利用料収入等の内訳は、ケーブルテレビ利用料収入38,488百万円、インターネット利用料収入20,614百万円、電話利用料収入11,685百万円であります。

2 【経営上の重要な契約等】

当社は、2009年2月27日開催の取締役会において、当社の連結子会社である(株)メディアッティ・コミュニケーションズ（以下メディアッティという）を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。なお、本報告書提出日現在、吸収合併は完了しております。

合併の概要は、以下のとおりであります。

(1) 吸収合併の目的

当社及びメディアッティの統括運営機能を統合することで、ケーブルテレビ事業を行う連結子会社の管理体制を一本化し、コスト削減及び経営の効率化を推進いたします。

(2) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、吸収合併消滅会社であるメディアッティは解散いたしました。

(3) 合併の期日（効力発生日）

2009年4月1日

(4) 吸収合併消滅会社となる会社の株式1株に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社の株式の数その他の財産の内容

メディアッティは当社の100%子会社であるため、吸収合併に際して当社株式その他の金銭等の交付は行っておりません。

(5) 引継資産・負債の状況

当社は、吸収合併の効力発生日（2009年4月1日）をもって、吸収合併消滅会社であるメディアッティの全ての資産、負債、権利及び義務を承継いたしました。

(6) 吸収合併存続会社の資本金

資本金の額：117,218百万円（2009年4月1日現在）

(7) 吸収合併存続会社の事業の内容

有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業を行うケーブルテレビ局の統括運営、ケーブルテレビ事業者及び衛星放送事業者等への番組供給事業統括 等

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

2009年第1四半期連結会計期間の当社グループを取り巻く環境は、2011年の地上波デジタル放送への完全移行まで2年半を切り、有料多チャンネル放送市場に大手通信事業者が本格参入するなど、ますます厳しさを増しております。

このような環境の中、当社グループは、ケーブルテレビサービスの成長トレンド回復に向けたテレビサービスの加入獲得強化とデジタルサービスの充実に向けた取り組みを、今年度の最大のテーマと位置づけ、当第1四半期では販売ルートの多様化として「ジェイコムショップ」の展開を推進し、テレビサービスの強化・拡充施策として、HD（ハイビジョン）チャンネル、VOD（ビデオ・オン・デマンド）サービス、HDチャンネルも録画可能なハードディスク内蔵型セット・トップ・ボックス「HDR（ハードディスクレコーダー）」のデジタル三本柱の強化・拡充に注力いたしました。

以下の経営成績の記載におきましては、「新規連結による影響額」について、当社では被買収企業の買収後最初の3ヶ月間の損益をベースに、比較する期間の買収による影響額を算定し、それを除いた増減額は既存会社における変動額としています。なお、新規連結による影響額の対象となる範囲（新規連結子会社等）は、(株)京都ケーブルコミュニケーションズ（2008年1月に連結子会社化、12月に同じく連結子会社である(株)ジェイコムウエストが吸収合併）、神戸市開発管理事業団からの譲受分（こうべケーブルビジョンの一部エリアを2008年2月に株式会社ケーブルネット神戸芦屋が譲受）、そして福岡ケーブルネットワーク(株)（2008年8月に連結子会社となり、9月に同じく連結子会社の(株)ケーブルビジョン21を合併し、(株)ジェイコム福岡に商号を変更）及び(株)城北ニューメディア（2008年12月に連結子会社化）、(株)メディアアッティ・コミュニケーションズ（2008年12月に連結子会社化）であります。

当第1四半期連結会計期間の営業収益は、前年同期の714億92百万円から、新規連結による影響額60億3百万円及び既存連結子会社分の増加額33億13百万円（5%）により93億16百万円（13%）増加し、808億8百万円となりました。うち利用料収入は、新規連結による影響額63億73百万円、既存連結子会社分が前年同期比39億25百万円（7%）増加したことにより、前年同期の604億89百万円から102億98百万円（17%）増加の707億87百万円となりました。

サービス別の利用料収入は、ケーブルテレビの利用料収入が、前年同期の323億79百万円から61億9百万円（19%）増加の384億88百万円、高速インターネット接続サービスの利用料収入が、前年同期の175億51百万円から30億63百万円（17%）増加の206億14百万円、電話の利用料収入が、前年同期の105億59百万円から11億26百万円（11%）増加の116億85百万円となりました。各サービスの利用料収入の増加は、連結子会社の加入世帯数の増加に伴う収入及び新規連結子会社の収入が加わったことによるものですが、ケーブルテレビサービスにおいては、当第1四半期末のデジタル化率が前年同期末の70%から82%に上昇したことも寄与いたしました。高速インターネット接続サービスでは、バンドル化の進展による月額基本料金の割引の増加により、また電話サービスについては、バンドル化の進展による月額基本料金の割引の増加及び通話料収入の減少により、一部が相殺されております。なお、既存連結子会社におけるサービス別利用料収入の増加率は、ケーブルテレビが5%、高速インターネット接続が10%、電話サービスが6%となりました。

営業収益—その他は、前年同期の110億3百万円から9億82百万円（9%）減少の100億21百万円となりました。これは主に工事収入等の減少によるものであります。

営業費用は、番組・その他営業費用が前年同期の274億77百万円から22億24百万円（8%）増加の297億1百万円となりました。主な増加要因は、新規連結による影響額16億58百万円であり、ほかに加入世帯数の増加に伴い加入者関連費用が増加しております。販売費及び一般管理費は、前年同期の141億74百万円から17億57百万円（12%）増加の159億31百万円となりました。これは主に新規連結による影響額18億11百万円及び人件費の増加によるものであります。

減価償却費は、前年同期の164億55百万円から32億42百万円（20%）増加の196億97百万円となりました。これは、新規連結の影響額及び新規加入者へのサービス提供に関連した固定資産が増加したことによるものであります。

以上の結果、営業利益は前年同期の133億86百万円から20億93百万円（16%）増加の154億79百万円となりました。

支払利息－純額は、前年同期の10億41百万円から3億13百万円（30%）増加の13億54百万円となりました。

税金等控除前利益は、前年同期の125億35百万円から21億65百万円（17%）増加の147億円、当社株主帰属四半期純利益は、前年同期の66億61百万円から2億88百万円（4%）増加の69億49百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前期末の7,556億70百万円から34億90百万円増加し、7,591億60百万円となりました。これは主として営業活動等でもたらされた現金及び現金同等物の増加によるものであります。

負債合計は未払法人税等、繰延収益及びリース債務等の減少により、前期末の3,973億83百万円から23億97百万円減少し、3,949億86百万円となりました。

当社株主帰属資本については、前期末の3,493億52百万円から54億58百万円増加し、3,548億10百万円となりました。これは主に当社株主帰属四半期純利益が増加したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動の結果得られた資金額259億6百万円、投資活動で支出した資金額112億89百万円及び財務活動で支出した資金額60億68百万円により、前期末の215億3百万円から85億49百万円増加し、300億52百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は259億6百万円で、前年同期の180億円に比べ79億6百万円の増加となりました。これは、収益が向上したこと及び運転資本の改善によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は112億89百万円で、前年同期の107億69百万円の使用に比べ5億20百万円の増加となりました。資金は、主として資本的支出に112億47百万円を使用したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用した資金は60億68百万円で、前年同期の87億26百万円の使用に比べ26億58百万円の減少となりました。当四半期の資金使用の主な内容は、キャピタルリース債務の元本支払が48億40百万円、配当金の支払が17億15百万円となっております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な計画の変更、重要な計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
優先株式	5,000,000
計	20,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2009年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2009年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,939,508	6,939,508	ジャスダック証券取 引所	権利内容に何ら限定のない 当社における標準的な株式
計	6,939,508	6,939,508	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、2009年5月1日から提出日までの新株引受権及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

(ア) 2007年3月27日開催の株主総会決議によるもの

(a) 中期インセンティブ型

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

2008年7月29日開催の取締役会決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2009年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	312
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	312 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2010年8月16日 至 2016年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

3 ① 新株予約権者は、当社の取締役又は執行役員の地位を解任等の事由以外で退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。

② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由（ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。

ア) 新株予約権者が2010年7月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2010年8月1日から2016年7月31日まで新株予約権を行使できるものとします。

- イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には）、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- 4 上記3②ア)に従い募集新株予約権を行使する場合、以下の①又は②に掲げる日までの間、既に行使した募集新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます。この場合において、当該計算により得られた数が整数でないときには、その数を切り上げて得られる整数を新株予約権者が行使できる本新株予約権の数とします。
- ① 2011年7月31日まで 50%
- ② 2016年7月31日まで 100%
- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2008年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2008年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(b) 長期インセンティブ型

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションであります。

2007年4月27日開催の取締役会決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2009年3月31日)
新株予約権の数(個) (注) 1	243
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注) 1	243 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2007年5月16日 至 2027年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注) 3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1 新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後に当社が、合併、募集株式の発行または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合には、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。なお、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、再編対象会社の新株予約権を当新株予約権と同等の条件により交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- 3 ① 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役いずれの地位をも解任等の事由以外で喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から2年間に限り本新株予約権を行使することができます。
② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)又はイ)に定める事由（ただし、イ)については再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
ア) 新株予約権者が2025年3月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2025年4月1日から2027年3月31日まで新株予約権を行使できるものとします。
イ) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合には（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会決議がなされた場合には）、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- 4 2008年3月31日までに役員等退任日が到来した場合には、他の規定の適用がある場合を除き、割当個数に2007年4月から役員等退任日を含む月までの役員等在任月数を乗じた数を12で除した数の本新株予約権（ただし、1個未満の本新株予約権は、これを切り上げるものとする。）を継続保有するものとし、割当個数のうちの残りの本新株予約権は行使することができなくなり、当該残りの本新株予約権を役員等退任日に放棄することとします。
- 5 以下の(1)、(2)又は(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができるものとします。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- 6 上記の他、新株予約権の喪失事由、相続人による本新株予約権の行使、その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2007年4月27日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権（株式報酬型ストックオプション）割当契約書」及び「2007年募集新株予約権通知書」等に定めるところによるものとします。

(イ) 2006年3月28日開催の株主総会決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2009年3月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	196
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	196 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 1株)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき1円
新株予約権の行使期間	自 2006年4月26日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとします。ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

この調整は当該時点で行使される新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。また、当社が他社と新設合併若しくは吸収合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとします。

- 2 ① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び業務執行上で中枢的な役割を担う重要な役職の地位を、解任等の事由以外で喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができます。
- ② 新株予約権者は、上記①にかかわらず、以下のア)イ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
- ア) 2024年3月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年4月1日より新株予約権を行使できるものとします。
- イ) 当社が消滅会社となる合併で存続会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転で完全親会社となる会社が本新株予約権に係る義務を承継する旨の定めのない議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から15日間行使できるものとします。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

(ウ) 2004年7月9日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2009年3月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	2,136
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	12,816 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 480,000円
新株予約権の行使期間	自 2004年9月12日 至 2012年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
新株予約権の行使の条件	※
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
- 2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

※新株予約権行使の条件

- 1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。
- 2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて一部又は全部を行使することができます。
- 3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」の定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
- 5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。
- 6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2004年6月24日及び同年7月9日開催の当社取締役会決議並びに同年7月9日開催の当社株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(エ) 2003年10月3日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2009年3月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	3,531
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	21,186 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 480,000円
新株予約権の行使期間	自 2003年12月12日 至 2012年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
新株予約権の行使の条件	※
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
- 2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

※新株予約権行使の条件

- 1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。
- 2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて、一部又は全部を行使することができます。
- 3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
- 5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。
- 6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2003年9月18日開催の当社取締役会決議及び2003年10月3日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

(オ) 2002年7月8日開催の臨時株主総会決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2009年3月31日)
新株予約権の数(個)(注)1	1,594
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	9,564 (新株予約権1個当たりの目的となる株式の数 6株)
新株予約権の行使時の払込金額(注)2	新株予約権1個につき 480,000円
新株予約権の行使期間	自 2002年9月12日 至 2012年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
新株予約権の行使の条件	※
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡には取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—

- (注) 1 株主総会において新株予約権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を記載しております。
- 2 新株予約権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動しません。

※新株予約権行使の条件

- 1 新株予約権は、下記4の場合を除き、割当対象者に限り行使することができます。
- 2 割当対象者については、2012年8月23日までに、割当を受けた新株予約権のすべてについて、一部又は全部を行使することができます。
- 3 新株予約権発行後に割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には、上記2の定めにかかわらず、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところにより、新株予約権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 4 新株予約権発行後、新株予約権を喪失することなく割当対象者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間その他の新株予約権の行使の条件については、下記6記載の「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。
- 5 新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し割当対象者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株予約権の目的となる株式数、権利行使価額、権利行使期間その他について必要と認める調整を行い、権利行使を制限し、又は未行使の新株予約権を失効させることができるものとします。
- 6 上記の他、割当対象者が当社又は当社のグループ事業会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合の行使可能な新株予約権の個数、行使可能な期間等、新株予約権の喪失事由その他の新株予約権の行使の条件及び細目については、2002年6月18日開催の当社取締役会決議及び2002年7月8日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとします。

- ② 商法等の一部を改正する法律(2001年法律第128号)による改正前の商法(以下「旧商法」という)第280条ノ19の規定に基づくストックオプションの内容等は次のとおりであります。

2001年5月1日開催の臨時株主総会の特別決議によるもの

区分	第1四半期会計期間末現在 (2009年3月31日)
新株引受権の数	—
新株引受権のうち自己新株引受権の数	—
新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式
新株引受権の目的となる株式の数(株)(注)1, 2	41,910
新株引受権の行使時の払込金額(注)2	80,000円
新株引受権の行使期間	自 2001年9月12日 至 2010年8月23日
新株引受権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)2	発行価格 80,000円 資本組入額 40,000円
新株引受権の行使の条件	※
新株引受権の譲渡に関する事項	譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株引受権の交付に関する事項	—

- (注) 1 株主総会において新株引受権の付与決議がなされたもののうち、実際に当社と被付与者との間で付与契約が締結され、かつ当該付与契約上、取得者が権利を喪失していない新株引受権の目的となる株式の数を記載しております。
- 2 新株引受権発行後に当社が株式の分割若しくは併合を行う場合、又はその他の事由により調整の必要が生じた場合には、新株引受権の目的となる株式の数及び権利行使価額は調整され、それに伴い価格は変動します。

※新株引受権行使の条件

- 1 新株引受権の譲渡、質入れ及び一切の処分は認めないものとします。
- 2 被付与者は、2010年8月23日までに、付与株式数のすべてについて、一部又は全部を行使することができます。
- 3 上記2の定めにかかわらず、被付与者のうち、新株引受権付与時点において、当社又は当社のグループ事業会社の役員若しくは従業員の地位を退任若しくは退職している認定支援者で当社が特に指定した者については、会社の新規株式公開の日から2年間に限り、付与された新株引受権の一部又は全部を行使することができます。
- 4 新株引受権付与後、被付与者が、当社又は当社のグループ事業会社の役員若しくは従業員の地位を喪失した場合及び当社の大株主の構成に重大な変更が生じた場合には上記2の定めには拘らず、下記6記載の「新株引受権付与契約」に定めるところにより、新株引受権の行使につき別に取り扱うことができるものとします。
- 5 新株引受権付与後、新株引受権を喪失することなく被付与者が死亡した場合には、その相続人による新株予約権の行使を認めますが、権利行使可能な株式数、権利行使可能な期間その他の権利行使の条件については、下記6記載の「新株引受権付与契約」に定めるところによるものとします。
- 6 上記の他、被付与者が当社又は当社のグループ事業会社の役員又は従業員の地位を喪失した場合の権利行使可能な株式数及び権利行使可能な期間等、新株引受権の喪失事由その他の新株引受権の行使の条件及び細目については、2001年4月27日開催の取締役会決議及び2001年5月1日開催の当社臨時株主総会決議に基づき、当社と当社取締役、従業員又は認定支援者との間で締結した「新株引受権付与契約」に定めるところによります。
- 7 新株引受権付与後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合は、合理的な範囲で、但し被付与者に追加の実質的な経済的利益を与えることなく、新株引受権の付与株式数、発行価額、行使期間その他について必要と認める調整を行い、また権利行使を制限し、未行使の新株引受権を失効させることができるものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2009年1月1日～ 2009年3月31日 (注)	1,401	6,939,508	56	117,218	56	31,358

(注) ストックオプション行使による増加

1株当たり発行価格	1株当たり資本組入額	株数
80,000円	40,000円	1,388株
1円	1円	13株

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の受領がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動については把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である2008年12月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

2008年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 80,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,858,107	6,858,107	権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,938,107	—	—
総株主の議決権	—	6,858,107	—

② 【自己株式等】

2008年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ジュピターテレコム	東京都港区芝大門1-1-30	80,000	—	80,000	1.15
計	—	80,000	—	80,000	1.15

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2009年1月	2月	3月
最高(円)	90,100	91,500	77,000
最低(円)	75,800	61,300	58,100

(注) 株価はジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
取締役社長 代表取締役	—	取締役社長 代表取締役	最高経営責任者	森 泉 知 行	2009年4月1日
取締役副社長 代表取締役	ケーブルTV事業部門 担当	取締役副社長 代表取締役	最高執行責任者 J:COMカンパニー プレジデント	福 田 峰 夫	2009年4月1日
常務取締役	メディア事業部門 共同部門担当	常務取締役	JupiterTVカンパニー Coプレジデント	マーク・ルーイス	2009年4月1日
常務取締役	—	常務取締役	最高財務責任者	青 木 智 也	2009年4月1日
常務取締役	メディアアッティ部門 担当	常務取締役	—	西 村 泰 重	2009年4月1日
取締役	技術部門担当	取締役	J:COMカンパニー バイスプレジデント	山 口 舜 三	2009年4月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計基準による用語、様式及び作成方法に基づいて作成しております。

なお、連結財務諸表等の金額の表示は、百万円未満を四捨五入して記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度の第1四半期連結累計期間(2009年1月1日から2009年3月31日まで)の四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結会計期間末 (2009年3月31日)	前連結会計年度 (2008年12月31日)
流動資産：			
現金及び現金同等物		30,052	21,503
売掛金		13,988	14,838
貸倒引当金		△432	△396
繰延税金資産（短期）		11,706	11,429
前払費用及びその他の流動資産		6,910	7,250
流動資産合計		62,224	54,624
投資：			
関連会社への投資	※5	13,750	13,363
その他有価証券－取得原価		2,142	2,141
投資合計		15,892	15,504
有形固定資産－取得原価：			
	※8		
土地		3,918	3,056
伝送システム及び設備		633,434	620,017
補助設備及び建物		46,569	45,580
		683,921	668,653
控除：減価償却累計額		△303,042	△284,919
有形固定資産合計		380,879	383,734
その他資産：			
のれん	※4、6	245,848	246,196
識別可能な無形固定資産－純額	※6	36,808	38,159
繰延税金資産（長期）		4,385	4,137
その他		13,124	13,316
その他資産合計		300,165	301,808
資産合計		759,160	755,670

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結会計期間末 (2009年3月31日)	前連結会計年度 (2008年12月31日)
流動負債：			
短期借入金	※7	6,545	6,092
長期借入金－1年以内返済予定分	※7,9	12,407	12,453
キャピタルリース債務 －1年以内支払予定分：	※8		
関連当事者債務		15,512	15,355
その他		3,268	3,108
買掛金		21,563	21,298
未払法人税等		5,345	9,907
関連当事者預り金		4,426	4,124
繰延収益－1年以内実現予定分		7,097	7,314
未払費用及びその他負債		10,966	10,059
流動負債合計		87,129	89,710
長期借入金	※7,9	170,246	170,488
－1年以内返済予定分控除後			
キャピタルリース債務	※8		
－1年以内支払予定分控除後：			
関連当事者債務		38,046	38,705
その他		6,552	6,763
繰延収益		64,724	66,537
繰延税金負債（長期）		12,492	11,827
その他負債		15,797	13,353
負債合計		394,986	397,383
契約及び偶発債務	※12		
資本：			
資本金－無額面普通株式		117,218	117,162
授權株式数	15,000,000株		
発行済株式数：			
2009年3月31日現在	6,939,508株		
2008年12月31日現在	6,938,107株		
資本剰余金		226,440	226,388
利益剰余金		19,691	14,457
自己株式		△7,520	△7,520
自己株式数：			
2009年3月31日現在	80,000株		
2008年12月31日現在	80,000株		
その他包括損失累計額		△1,019	△1,135
当社株主帰属資本合計		354,810	349,352
非支配持分資本		9,364	8,935
資本合計		364,174	358,287
負債及び資本合計		759,160	755,670

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結累計期間 (自 2009年1月1日 至 2009年3月31日)
営業収益：		
利用料収入		70,787
その他		10,021
営業収益合計		80,808
営業費用：		
番組・その他営業費用	※8	△29,701
販売費及び一般管理費	※8	△15,931
減価償却費	※6	△19,697
営業費用合計		△65,329
営業利益		15,479
その他の収益(費用)：		
支払利息－純額：		
関連当事者に対するもの		△518
その他		△836
持分法投資利益	※5	322
その他の収益－純額		253
税金等控除前利益		14,700
法人税等		△7,046
四半期純利益		7,654
控除：非支配持分帰属四半期純利益		△705
当社株主帰属四半期純利益		6,949
1株当たり情報：		
1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)		1,013.18
希薄化後1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)		1,013.07
加重平均発行済普通株式数(株)		
－基本的		6,858,728
－希薄化後		6,859,487

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結累計期間 (自 2009年1月1日 至 2009年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
四半期純利益		7,654
四半期純利益を営業活動による現金の増加(純額)に 調整するための修正		
減価償却費		19,697
持分法投資利益		△322
繰延税額		△350
資産・負債の増減(企業結合を除く)：		
売掛金の減少		878
前払費用の減少		159
その他資産の減少		203
買掛金の減少		△928
未払費用及びその他負債の減少		△248
繰延収益の減少		△837
計		25,906
投資活動によるキャッシュ・フロー		
資本的支出		△11,247
その他の投資活動		△42
計		△11,289
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		111
子会社株式追加取得による支出		△176
短期借入金の増加—純額		453
長期借入金の増加		30,000
長期借入金の元本支払		△30,288
キャピタルリース債務の元本支払		△4,840
配当金の支払		△1,715
その他財務活動		387
計		△6,068
現金及び現金同等物の増減—純額		8,549
現金及び現金同等物の期首残高		21,503
現金及び現金同等物の四半期末残高		30,052

四半期連結財務諸表注記

1 会計処理の原則及び手続き並びに四半期連結財務諸表の表示方法

この四半期連結財務諸表は、米国における会計処理の原則及び手続き並びに用語、様式及び作成方法（会計調査公報、会計原則審議会意見書（Opinions of the Accounting Principles Board、以下「APB」）、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」）意見書及び財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards、以下「SFAS」）等）及び会計慣行に従っております。

当社は、改正前の1934年米国証券取引所法施行規則12g3-2(b)に基づく申請を米国証券取引委員会に対して行っており、改正後の同規則に基づき米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した連結財務諸表及びその他の開示書類を作成し、開示しております。

当社が採用する会計処理の原則及び手続き並びに連結財務諸表の表示方法のうち、我が国における会計処理の原則及び手続き並びに表示方法と異なるもので、主要なものは以下のとおりであります。

(1) ケーブルテレビシステムの収益及び費用

ケーブルテレビシステムの工事と運営に係る収益及び費用について、SFAS51号「ケーブルテレビ会社の財務報告」に従って会計処理しております。

(2) 企業結合

企業結合については、改訂後のSFAS141号「企業結合」に基づき取得法により処理しております。また、SFAS142号「のれん及びその他の無形資産」に基づき、のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却をせず、年一回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。

(3) 法人税等

法人税等についてはSFAS109号「法人所得税の会計処理」に従い、資産負債法に基づき繰延税金資産を計上し、将来の回収可能性を評価しております。また、FASB解釈指針48号「法人所得税の申告が確定していない状況における会計処理－「法人所得税の会計処理」SFAS109号の解釈指針の規定により、申告上選択した税務ポジションが税務当局の調査を経た後も申告通りに維持される可能性が高い場合に税務ベネフィットを認識し、可能性が低い場合には税務コストを計上しております。

(4) 資産除去債務

FASB解釈指針47「条件付資産除去債務の会計－SFAS143号の解釈指針」に従い、賃借建物等に対する原状回復義務及びケーブル設備等を除去する際の産廃費用を資産除去債務として負債に計上しております。

(5) 非支配持分帰属純利益

非支配持分帰属四半期純利益については、SFAS第160号「連結財務諸表中の非支配持分」に従い、「四半期純利益」の後に区分して表示しております。

2 会計基準の変更

2007年12月、FASBはSFAS第141号「企業結合」を改訂いたしました（以下改訂後のSFAS141号を「SFAS141号改」という）。同基準では、買収企業が取得した資産、引き受けた負債（契約に基づく偶発債務を含む）、条件付対価及び買収日における被買収企業の非支配持分を、取得日における公正価値で認識することを規定しております。また、被買収企業の純資産を持分割合に関係なく100%時価評価することにより、買収企業は支配持分に対するのれんに加え、非支配持分に対するのれんも認識することとなります。SFAS141号改は買収企業に対し、測定期間後、確定した企業結合に係る取得原価の配分を、企業結合により取得した税務上の不確実性、又は繰延税金資産に係る評価性引当金の変更のために修正することを禁止しております。

2007年12月、FASBはSFAS第160号「連結財務諸表中の非支配持分」（以下SFAS160号という）を公表いたしました。SFAS160号では子会社の非支配持分に関する会計処理及び子会社を連結から除外する際における会計処理について定めております。また、子会社の非支配持分は親会社における株主持分として、連結財務諸表上資本の部で計上することを定めております。さらに連結純利益には親会社持分だけでなく非支配持分に係る損益を含むこと、子会社が連結から除外された際に、親会社は利益又は損失を認識すること及び親会社持分と子会社の非支配持分を明確に区別することを規定しております。当社では2009年連結会計年度より当規定を適用し、少数株主持分を、株主資本の部で「非支配持分資本」として表示しております。またその他の当基準にて規定する事項は、2009年連結会計年度以降において該当する事項が発生した時から適用されます。

3 組替表示

現在の表記に合わせるため、過去の一部の金額の組み換えを行っております。

4 買収

当社は、各々異なる持分割合によるケーブルテレビ会社等の買収を行っております。2008年連結会計年度以前には、これら全ての買収についてパーチェス法を採用しており、また、2009年連結会計年度以降には、取得法による会計処理に基づき、被買収会社の各資産・負債の見積公正価値に基づいて取得価額の配分を行います。

前連結会計年度に実施した(株)メディアッティ・コミュニケーションズ（以下メディアッティ）の買収に係る、査定の過程における当第1四半期連結会計期間末現在の修正開始残高及び取得の対価は、以下の表のとおりであります。（単位：百万円）

	メディアッティ 2008年12月25日
＜開始残高＞	
現金、売掛金及びその他資産	10,353
投資	307
有形固定資産	27,642
のれん	19,385
識別可能な無形固定資産（顧客関連資産）	4,172
借入金及びキャピタルリース債務	△26,398
その他負債	△12,455
資本剰余金	5,588
合計	28,594
＜取得の対価＞	
現金	28,351
アドバイザー費用	243
合計	28,594

5 関連会社への投資

当社の関連会社は主にブロードバンドサービス事業とその関連事業を日本で行っております。当第1四半期連結会計期間末現在の持分割合は以下のとおりであります。

会社名	持分割合
ディスカバリー・ジャパン(株)	50.00%
ジュピターサテライト放送(株)	50.00%
(株)角川ジェイコム・メディア	50.00%
(株)AXNジャパン	35.00%
(株)ジェイ・スポーツ・ブロード・キャスティング	33.37%
アニマル・プラネット・ジャパン(株)	33.33%
(株)インタラクティブィ	32.50%
オープンワイヤレスプラットフォーム(合)	32.22%
日本デジタル配信(株)	26.62%
グリーンシティケーブルテレビ(株)	20.00%

当第1四半期連結会計期間末現在において、これらの関連会社投資の帳簿価額の中には、当該関連会社の純資産を当社の保有する株式投資取得原価が超過した部分である未償却ののれんを6,002百万円含んでおります。また、他に識別可能な無形固定資産を含んでおり、見積り耐用年数17年で償却しております。

6 のれん及びその他の無形資産

のれん

のれん（純額）の帳簿価額の変動は以下のとおりであります。（単位：百万円）

	当第1四半期連結累計期間 自 2009年1月1日 至 2009年3月31日	前連結会計年度 自 2008年1月1日 至 2008年12月31日
のれん一期首残高	246,196	221,493
のれん一期中取得高	—	25,507
のれん一期中減少額	△348	—
買収会社ののれんと相殺される税効果 の当初認識額	—	△804
のれん一期末残高	245,848	246,196

(注) 当第1四半期連結累計期間の期中減少額348百万円は、主としてメディアアッティの取得原価の配分修正によるものであります。

識別可能な無形固定資産

識別可能な無形固定資産は、顧客関連資産、番組供給関連資産に係る無形固定資産及び商標権であります。これらは子会社取得時に当該子会社の既存顧客、番組供給契約から将来的にもたらされる経済価値及びブランド名を評価した無形固定資産であります。顧客関連資産は10年、番組供給関連資産は17年に亘り定額法により償却し、定期的にSFAS144号に基づきその価値を評価しております。商標権は耐用年数の定めのない無形固定資産として償却は行わず、SFAS142号に基づき評価しております。当第1四半期連結会計期間末現在及び前連結会計年度末の、当社の識別可能な無形固定資産の残高はそれぞれ以下のとおりであります。（単位：百万円）

当第1四半期連結会計期間末	取得原価	償却累計額	期末残高-純額
顧客関連資産	29,393	△6,770	22,623
番組供給関連資産	15,333	△1,388	13,945
商標権	240	—	240
合計	44,966	△8,158	36,808
前連結会計年度末			
顧客関連資産	29,775	△6,026	23,749
番組供給関連資産	15,333	△1,163	14,170
商標権	240	—	240
合計	45,348	△7,189	38,159

当第1四半期連結累計期間の識別可能な無形固定資産の償却費は968百万円であります。

7 借入金

借入金の概要は以下のとおりとなっております。（単位：百万円）

	当第1四半期連結会計期間末 2009年3月31日	前連結会計年度末 2008年12月31日
短期借入金 変動利率0.96-1.98%	6,545	6,092
シンジケートローン枠による借入金 満期2009年-2010年	15,723	39,969
タームローンによる借入金 満期2011-2016年	150,000	125,000
日本政策投資銀行からの有担保借入金 金利0% 満期 2009-2019年	13,560	14,343
日本政策投資銀行からの有担保借入金 金利0.65から4.85% 満期 2009年-2018年	3,370	3,629
合計	189,198	189,033
控除：1年以内返済予定分	△18,952	△18,545
1年以内返済予定分控除後長期借入金	170,246	170,488

8 リース契約

当社及び子会社は、様々なキャピタルリース契約(主にセット・トップ・ボックス)及び解約不能なオペレーティングリース契約を締結しております。キャピタルリースに係る設備の金額及び減価償却累計額は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 2009年3月31日	前連結会計年度末 2008年12月31日
伝送システム及び設備	99,537	91,465
補助設備及び建物	6,226	6,005
その他資産—取得原価(減価償却控除後)	327	351
控除：減価償却累計額	△44,647	△39,365
	<u>61,443</u>	<u>58,456</u>

キャピタルリースの下での資産の減価償却費は四半期連結損益計算書の減価償却費に含まれておりません。

当第1四半期連結会計期間末における、キャピタルリース及び解約不能なオペレーティングリースの下での将来の最低リース料は以下のとおりであります。(単位：百万円)

	キャピタルリース	オペレーティングリース
2009年	15,250	703
2010年	18,196	730
2011年	13,989	366
2012年	10,122	150
2013年	5,959	114
2014年以降	4,648	240
最低リース料総額	<u>68,164</u>	<u>2,303</u>
控除：金利相当額(0.19%から9.89%)	△4,786	
最低リース料の現在価値	63,378	
控除：1年以内支払予定分	△18,780	
長期債務金額	<u>44,598</u>	

当社は、事務所を解約可能な賃貸借契約で賃借しております。それらの賃料は当第1四半期連結累計期間において1,611百万円であります。これらは四半期連結損益計算書の番組・その他営業費用に1,138百万円、販売費及び一般管理費に473百万円それぞれ計上しております。

また当社及び子会社は特定の伝送設備及び電柱等の設備を解約可能なリース契約で賃借しております。それらのリース料は当第1四半期連結累計期間において四半期連結損益計算書の番組・その他営業費用に3,845百万円、販売費及び一般管理費に24百万円それぞれ計上しております。

9 金融商品の時価

当社の借入金の時価は概ね帳簿価額と等しくなっております。借入金以外の金融商品についても、満期までの期間が短いことその時価は概ね帳簿価額と等しくなっております。

10 1株当たり損益

1株当たり損益（以下EPS）はSFAS128号「1株当たり利益」に準拠して開示しております。SFAS128号では、基本的EPSは潜在的な普通株式による希薄化効果を除外し、純利益（損失）を当該年度の加重平均発行済株式数で除して算出いたします。希薄化後EPSは潜在的な希薄化について、株式の発行を伴う有価証券その他の契約が実行されるか、あるいは普通株式に転換された場合の影響を反映したものであります。

以下の表は、当第1四半期連結累計期間の基本的及び希薄化後1株当たり情報を示したものであります。（単位：百万円）

	第1四半期連結累計期間 自 2009年1月1日 至 2009年3月31日
当社株主帰属四半期純利益(百万円)	6,949
加重平均発行済株式(株)	
基本的	6,858,728
希薄化効果の影響	759
希薄化後	6,859,487
1株当たり当社株主帰属四半期純利益(円)	
基本的	1,013.18
希薄化後	1,013.07

なお、2009年3月25日開催の定時株主総会において承認された期末現金配当金の総額は1,715百万円、1株当たり配当額は250円、効力発生日は2009年3月26日であります。

11 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報は以下のとおりであります。（単位：百万円）

	第1四半期連結累計期間 自 2009年1月1日 至 2009年3月31日
当期現金支出額：	
利息支払額	1,041
法人税等支払額	10,552

12 契約義務

当社は一部の関連会社の銀行からの借入について債務保証を行っております。当第1四半期連結会計期間末現在、保証額は2百万円となっており、債務保証の期間は12ヶ月を限度としております。経営陣は当社が保証の実行を求められるか、あるいは当該保証に関連して重要な損失が発生する可能性は低いと考えております。

また、当社は放映ライセンスを保有する子会社及び関連会社を通じて、トランスポンダー事業者より、3つの衛星の機能を利用する契約をしております。衛星の利用可能年数は通常15年程度であります。さらに、当社のチャンネル事業子会社は個々のチャンネルが必要とする帯域幅に応じてトランスポンダー機能の利用に関して契約をしております。放映ライセンスを所有するこれら会社はそれぞれのチャンネル事業会社の発信する信号を衛星に送信するために、アップリンク・サービスを第三者企業と契約しております。その他、当社はビデオ・オン・デマンドビジネスに関する最低保証契約を締結しております。当第1四半期連結会計期間末現在のこれらの契約額の合計は、9,574百万円であります。

13 重要な後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2009年5月14日

株式会社ジュピターテレコム

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福田 秀敏 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩出 博男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジュピターテレコムの2009年1月1日から2009年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（2009年1月1日から2009年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記事項1参照）に準拠して、株式会社ジュピターテレコム及び連結子会社の2009年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

